

# 山口県報

平成22年  
2月16日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

土地改良事業計画変更の同意 (農村整備課)……………二

山口県道路公社による道路の区域の変更 (道路整備課)……………二

道路の区域の変更 (道路整備課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)……………三

県営平生南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課)……………四

## 山口県告示第五十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年二月十六日から同年三月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民福祉部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 柳井化学工業株式会社  
住 所 柳井市柳井一五八二番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 柳井化学工業株式会社柳井工場  
所在地 柳井市柳井一五八二番地の四
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $Nm^3/分$ )	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 隔 連 続 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
四六一二	六〇	平成二二、 三、二二	平成二二、 四、五	平成二二、 四、五	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
四六一二	一〇	九・五	〇・四
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七・三	七・五	三	九〇
		六・八	四〇	
		七・一	一〇	
		七・二	三〇	
		検出せず	二	
		五	一四・二	
		五	二〇	
		〇・五	一・六三	

山口県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、  
 市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関 成  
 市町名 萩市  
 施行地区 むつみ地区  
 事業の種類 用排水施設の改修  
 同意年月日 平成二二、二、八

山口県告示第五十九号

山口県道路公社が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
 路線名 萩秋芳線  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル) 長	備 考
	新	旧		
萩市大字椿字悴ヶ坂二七七の四地先から同市同大字同字三〇〇の二地先まで	最狭 一三・七 最広 五二・七	最狭 二九・八 最広 六二・一	二九二・三	

山口県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 萩川上線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市大字椿東字北前小畑四一六三の 二地先から 同市同大字 同字四一六三の一地先 まで	最狭 四一・五	最広 四二・五		—	起点の変更によ る。



(四二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年三月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 むつみ会

代表者の氏名 河村 富子

主たる事務所の所在地 宇部市大字上宇部三九番地の七

三 定款に記載された目的

精神障害者が自立した生活を営み、地域で普通に暮らせるよう、家族が連携し、精

神保健福祉の普及啓発に努め、精神障害者のための神保健福祉対策の充実及び組織強化を図ること。

(四三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年二月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 山西 泰明

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

深澤 政和

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	濱田 孝	深澤 政和
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	濱田 孝	深澤 政和
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ベスト電器	株式会社ベスト電器

四 届出年月日

平成二十二年一月二十九日

五 変更年月日

平成二十二年一月十二日

(四四) 県営平生南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営平生南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の事業計画を変更したので、  
同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供  
します。

平成二十二年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営平生南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年二月十七日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十二年二月十六日印刷  
平成二十二年二月十六日発行

発行人所

山口県知事